

さくら市農業委員会総会議事録（令和4年2月定例総会）

1. 開催日時 令和4年2月25日（金）午後1時30分から午後2時55分

2. 開催場所 さくら市役所第2庁舎2階第1・2会議室

3. 出席委員（18人）

会長	18番	齋藤 敏一
会長職務代理者	19番	石田 多美子
委員	2番	古澤 一郎
	3番	小林 功
	5番	伊藤 喜章
	6番	片岡 純雄
	7番	小菅 和彦
	8番	小林 薫
	9番	大谷 伸二
	10番	加藤 幸治
	11番	関 誠
	12番	千野根 友治
	13番	柴山 昇
	14番	石原 功江
	15番	石塚 良男
	16番	小林 義和
	17番	七久保 勉
	20番	手塚 智枝子

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名
第2	議案第1号 農地移動適正化あっせん申出について
	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第5号 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について
	議案第6号 令和4年度農作業賃金標準額について
	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	野中	剛
係長	大山	昌良
主査	檜原	史郎
主事補	大野	まりか

7. 会議

事務局	野中	<p>定刻になりました。</p> <p>本日の出席委員は18名で、欠席はありませんので、定足数に達しており総会は成立いたします。</p> <p>それでは、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。</p>
会長	齋藤	<p>皆さんこんにちは。本日は日差しは強いんですが空気が冷たくて寒い中、またオミクロンも大変な中ありがとうございます。</p> <p>2月7日なんですが、県のほうで会長会議が開かれまして全国の会長でもある國井会長から強めのメッセージがありましたので皆さんにおつなぎしてあいさつに代えたいと思います。そんなことを思ったらここに事務局が用意してくれました。新聞のほうで最適化活動をさらに見える化ということで、定例会閉会後に詳しい内容があると思いますので私のほうからは簡単なお話させていただきたいんですが、結論としましては私たち農業委員と推進委員に毎月提出していただいている活動報告書に活動をもれなく記入してほしいと、特に農地利用最適化の取り組みを記入してほしいというような内容でした。推進委員についてはこのところ推進委員会会議も開かれてなくて推進委員におつなぎするのが難しい状況ですので皆さん会えるようでしたらそのへんのところの趣旨を上手に伝えていただきたいと思います。</p> <p>今日は、年に1回の農作業賃金の検討もありますので慎重審議よろしくをお願いいたします。</p> <p>それではただ今からさくら市農業委員会2月定例総会を開会いたします。よろしくをお願いいたします。</p>
事務局	野中	<p>それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。</p>

議長	齋藤	<p>それでは、会議に先立ちまして、本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。</p> <p>まず最初に、第1調査会の委員長からお願いいたします。</p>
2番	古澤	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしまして議案第1号が1件、第2号が1件、第3号が1件、第4号が1件、計4件です。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>次に、第2調査会委員長の報告を求めます。</p>
7番	小菅	<p>本日午前9時30分より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしまして第1号1件、第2号1件、第3号1件、第4号議案4件の計7件でございます。詳細につきましては担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	齋藤	<p>次に、第3調査会委員長の報告を求めます。</p>
17番	七久保	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしまして議案第1号1件、議案第2号1件、合計2件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>次に、第4調査会委員長の報告を求めます。</p>
6番	片岡	<p>本日午前9時30分より全員出席のもと調査会を行いました。が、今回、第4調査会では案件がありませんので他の案件の審議にあたりたいと思います。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、議事に入る前に、議事録署名人を指名いたします。9番の大谷伸二委員、10番の加藤幸治委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第1号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について事務局の説明を求めます。</p>

事務局	大山	<p>(議案第1号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>この土地について、栃木県農業振興公社へ売渡しの申請がありました。今後、公社に一旦所有権が移りますが、その後、公社より農業委員会に対して買い手のあっせん依頼がありますので、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、あっせん委員の選出ですので、第1調査会の委員長より指名をお願いいたします。</p>
2番	古澤	<p>あっせん委員に8番 小林薫委員、15番 石塚良男委員を指名いたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、議案第1号 番号1番のあっせん委員は、8番 小林薫委員、15番 石塚良男委員を指名いたします。</p> <p>続きまして、議案第1号 番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>(議案第1号番号2番について、朗読して説明する。)</p> <p>この土地について、栃木県農業振興公社へ売渡しの申請がありました。今後、公社に一旦所有権が移りますが、その後、公社より農業委員会に対して買い手のあっせん依頼がありますので、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>あっせん委員の選出ですので、第1調査会の委員長より指名願います。</p>
7番	小菅	<p>あっせん委員に11番 関誠委員、16番 小林義和委員を指名いたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、議案第1号 番号2番のあっせん委員は、11番 関誠委員、16番 小林義和委員を指名いたします。</p> <p>続きまして、議案第1号 番号3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>(議案第1号番号3番について、朗読して説明する。)</p> <p>この土地について、貸借の相手方をあっせんして欲しい旨の申</p>

		出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施 規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出につ いてお諮りします。 以上です。
議長	齋藤	あっせん委員の選出ですので、第3調査会の委員長より指名願 います。
17番	七久保	あっせん委員といたしまして9番 大谷伸二委員、17番 私 七久保を指名いたします。
議長	齋藤	それでは、議案第1号 番号3番のあっせん委員は、9番 大谷 伸二委員、17番 七久保勉委員を指名いたします。 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請につ いて」を議題に供します。 番号1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	大野	(議案第2号番号1番について、朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、 下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可 相当と判断いたします。 以上です。
議長	齋藤	それでは、担当委員の説明をお願いします。
17番	七久保	案内図2-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 譲受人は、若くして株式会社を組織し、農業に積極的に取り組 んでいます。現在、稲、いちご、ネギ等を栽培しています。2月 20日の農地利用最適化推進委員及び本日の調査会におきまして 書類審査のうえ現地確認をいたしましたが無ら問題なしと判断い たします。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	齋藤	それでは質疑に入りたいと思います。質問意見等ございましたら お願いいたします。 【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。

		議案第2号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第2号番号1番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第2号番号2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	大野	(議案第2号番号2番について、朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	齋藤	それでは、担当委員の説明をお願いします。
2番	古澤	案内図2-2をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 申請内容の詳細につきましては事務局の言われたとおりでございます。2月16日に地元推進委員と、また本日の調査会において書類及び現地調査を行いました問題ないと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	齋藤	それでは質疑に入りたいと思います。質問意見等ございましたらお願いいたします。
		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第2号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第2号番号2番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第2号番号3番について、事務局の説明を求

		めます。
事務局	大野	(議案第2号番号3番について、朗読して説明する。 この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	齋藤	それでは、担当委員の説明をお願いします。
16番	小林	案内図2-3をご覧ください。(申請の場所を説明する。 申請内容は事務局の説明のとおりです。2月18日に地元推進委員と現地調査、本日、調査会としまして書類及び現地調査を行いました。特に問題はないと判断しておりますのでよろしく願います。
議長	齋藤	それでは質疑に入りたいと思います。質問意見等ございましたら願います。
		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第2号番号3番について、承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第2号番号3番については、原案どおり承認されました。 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。 番号1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	檜原	(議案第3号番号1番について、朗読して説明する。 なお、農地区分は、農地の集团的広がりが10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内

		容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	齋藤	それでは、担当委員の説明をお願いいたします。
5 番	伊藤	案内図 3-1 をご覧ください。(申請の場所を説明する。) この場所は申請人がアパート経営をしたいということでの申請です。この場所については以前農振農用地区域からの除外申請が出ていまして、以前この場所を説明したかと思うんですが東側の道路には上水道、下水道が通っていきまして何ら問題はないと思います。また、ここの農地は一筆のうち北側の部分が転用申請されているわけですが住宅地との間に用水路が通ってます。西側の角のところがみなくちになっています。この北側が転用されますとその南側は農地として残りますので取水ができなくなりますので、この申請のある場所の西側の隅に側溝を設置しまして南側の田んぼに用水をかけるというような計画になっております。 2月16日に推進委員と現地を見てきて何ら問題はないだろうということで結論をいただきました。何ら問題ないかと思しますのでご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。
議長	齋藤	それでは質疑に入りたいと思います。質問意見等ございましたらお願いいたします。 【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第3号番号1番について承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第3号番号1番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第3号番号2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	檜原	(議案第3号番号2番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、都市計画法の用途地域(第二種住居地域)でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に

		<p>適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
20番	手塚	<p>案内図3-2をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>転用目的としては、共同住宅の建築及び公衆用道路です。</p> <p>事業計画としては、転用行為の必要性として、会社員をしながらアパート経営を生業とし金融資産の活用を図るために計画するものです。</p> <p>土地の選定理由としては、人口増加が見込まれるさくら市内でアパートの建築計画を考えた結果、自宅の敷地が国道に接続しており、住環境の良い当該地を選定しました。</p> <p>土地利用計画としまして、共同住宅1棟、木造2階建てです。駐車場として12台分を考えています。水道は市営水道、雑排水は公共下水道に放流するということです。雨水は雨水浸透枳に浸透します。車の出入り口は国道4号線及び市道からとします。</p> <p>資金計画としましては、金融機関よりの融資として6400万円、経費としまして6373万8400円です。</p> <p>周辺農地への被害防除対策としまして、排水方法は雑排水は公共下水道に放流します。土砂流出防止としましては、農地との高低差はないので土砂が周辺農地へ流出することはないと思います。日照通風は隣接するほかの人の所有する農地はないので特に問題はないかと思えます。周辺農地の状況としまして、東側が宅地及び畑、西側が宅地、南側が道路、北側が宅地となっております。</p> <p>2月16日に推進委員と、また、本日の調査会において問題はないと判断されましたので、皆様のご審議どうぞよろしくお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入りたいと思います。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>

議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号2番については、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第4号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
3番	小林	<p>この案件は上阿久津台地土地区画整理事業地内でございますので場所の説明は省略させていただきます。</p> <p>この案件は譲渡人が建売分譲を目的として農地法第5条の規定による許可を受けた土地でございます。今回の案件は、譲渡人から建売住宅の購入を予定している譲受人への所有権移転のための案件でございます。許可をすることは何ら問題ないと判断をいたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号1番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第4号番号2番について、事務局の説明を求めます。</p>

事務局	檜原	<p>(議案第4号番号2番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、「水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって申請地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設または公益的施設が存する」区域ですので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
7番	小菅	<p>案内図4-2をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>この案件は〇〇さんが△△さん外3名の方から売買によって土地を購入し、駐車場を建設する案件でございます。</p> <p>現在、自宅と道路との接道が狭く、道路も幅員が4メートルに満たないため、自宅への出入りに苦慮していました。家族以外の来訪者もあるため所有者に相談し、土地を譲り受けることを承諾していただいたので駐車場敷地として転用を計画しました。</p> <p>申請地は自宅に隣接する土地で自宅への道路からの接道が狭いため苦慮している状況で現状に則すると一番最適地であると考えました。</p> <p>土地利用計画として、駐車場敷地として7台分、砂利敷とし、雨水は敷地内浸透で造成工事を行います。</p> <p>資金計画ですが、自己資金463万円で支出が土地購入費が380万円、工事費60万円、諸費用20万円、計460万円になります。残高証明書の添付もございました。</p> <p>周辺農地への被害防除対策ですが、東側が道路、南側、北側、西側はすべて宅地でございますので周辺農地への影響はございません。</p> <p>2月の21日に地元推進委員と、また本日午前中に調査会で現地を確認しましたが特に問題はないと考えております。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入りたいと思います。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p>

		議案第4号番号2番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号2番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第4号番号3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第4号番号3番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、都市計画法の用途地域(第一種住居地域)でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	それでは、担当委員の説明をお願いいたします。
20番	手塚	<p>案内図4-3をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>この案件は譲渡人が〇〇さん、譲受人が有限会社△△です。転用目的としては宅地分譲ということです。</p> <p>転用行為の必要性として、譲受人の有限会社△△は地域に密着した土地有効活用企画及び宅地分譲等を行っています。申請地は土地区画整理が完了している用途地域内にあり、社会資本の整備が進んだ優良地です。当社はこの場所で宅地の提供を考え本件申請をする次第です。</p> <p>土地の選定理由としましては、申請地はJR氏家駅に近く、国道4号線へのアクセスが良いため交通の便に恵まれ近隣には商業施設及び医療施設等が適宜存在し生活環境が良好です。また、この転用による周辺農地への被害及び集团的農地を浸食する恐れが無いことから一般住宅用地として最適地であると考え選定いたしました。</p> <p>土地利用計画としまして、目的は一般住宅宅地分譲1区画です。給水は公共上水道から取水します。排水は公共下水道に接続放流します。雨水は敷地内自然浸透です。接道として西側、南側のさくら市道に接続します。</p> <p>資金計画としまして、自己資金1550万円、経費としまして1050万円となっております。</p> <p>周辺農地への被害防除対策としまして、東・北は宅地、西・南</p>

		<p>は道路を経て水路及び宅地、東側及び北側には既設の擁壁があり西側・南側は道路に面しています。よって、この転用による周囲の農地・土地への被害はありません。</p> <p>16日に推進委員と、また本日午前中に調査会において何ら問題はないと判断しましたので、皆様のご審議どうぞよろしくお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入りたいと思います。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。議案第4号番号3番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号3番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第4号番号4番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第4号番号4番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりが約0.2haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
5番	伊藤	<p>案内図4-4をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>この申請地は周りはずべて住宅地になっております。北側の道路に上水道、下水道設備も完備されておりますし、他の農地への影響はないと思われまます。2月の16日に推進委員と、本日第1調査会で現地を見てきましたが、何ら問題はないだろうということで結論を得ておりますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>

議長	齋藤	<p>それでは質疑に入りたいと思います。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。議案第4号番号4番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号4番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第4号番号5番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第4号番号5番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
3番	小林	<p>この案件は上阿久津台地土地区画整理事業地内でございますので場所の説明は省略させていただきます。</p> <p>この案件は、売買による所有権の移転のための案件でございます。転用目的は宅地分譲敷地でございます。</p> <p>転用行為の必要性といたしまして、さくら市内においては住宅販売の需要が大変多く宅地分譲地を探しており、今回の申請となりました。</p> <p>土地の選定理由といたしましては、当該地は土地区画整理地内であり、集団農地への影響もないものと思われるため選定をいたしました。</p> <p>土地利用計画といたしまして、3宅地の宅地分譲敷地を計画しております。取水方法といたしまして上水道より取水をいたします。雨水処理方法といたしましては宅地内自然浸透処理を考慮しております。汚水等処理方法といたしましては公共下水道へ接続を</p>

		<p>いたします。</p> <p>資金計画といたしましては、用地取得費、造成費、事務費を合わせまして2345万円でございます。全額自己資金で考えております。金融機関の残高証明も添付されております。</p> <p>周辺農地への被害防除対策といたしましては、北が宅地、南が宅地、西・東とも道路でございます。以上のように周辺には農地はございません。何ら問題はないと思われま。</p> <p>以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入りたいと思います。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第4号番号5番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号5番については、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第5号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について」を議題に供します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大野	<p>この議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市が定める農用地利用集積計画、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき市が意見を求める農用地利用配分計画となります。</p> <p>令和3年度 第11号 公告予定年月日は令和4年2月28日です。</p> <p>計画の内容といたしましては、利用権設定が新規22件、再設定27件、所有権移転が2件となっております。なお、詳細については、別紙の農用地利用集積計画書のとおりとなっております。</p> <p>以上です。</p>

議長	齋藤	<p>それでは質疑に入りたいと思います。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外、ないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第5号について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第5号については、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第6号「令和4年度農作業賃金標準額について」を議題に供します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>農作業賃金標準額は、農作業の受委託において委託者及び受託者間で適正な労働賃金等を設定できるようその目安となるものを定めたものであります。毎年、事業年度開始前に見直しを行い農業委員会総会の承認を経て公表を行っているものであります。</p> <p>今年度においては、去る、1月28日（金）午後3時から農業委員会会長、会長職務代理者、各調査会委員長、生産者の代表者、及びJA担当者による検討会議を開催いたしました。検討の結果、次の点について見直しをいたしましたので、御説明申し上げます。</p> <p>別添、資料（議案第6号 令和4年度農作業賃金等の標準額について）を御覧ください。</p> <p>変更点のみの説明とさせていただきます、変更がないものについての説明は省略させていただきます。</p> <p>まず、1点目としまして「水稻」に係る農作業のうち、上から4番目「育苗」に係る農作業について令和3年度は、1箱あたり税込み750円としていたところ税込み770円と変更いたしました。</p> <p>次に2点目として、同じく、「水稻」に係る農作業のうち上から7項目「追肥」の摘要欄に、「ミスト機散布の（薬剤別）」としていたところを（肥料代別）と修正しました。</p>

3点目として、「水稻」に係る農作業のうち、「レーザーレベラー」の下に新規項目を1つ追加し、「水田夏季管理」としました。こちらは、賃貸借契約を結んでいるが、夏場の水の管理等は所有者にお願いできるような体制ができればいいという意見がでたことから、追加となっております。

4点目として「共通」に係る項目の下から2番目の項目「一般の農作業」の金額を7,000円から7,200円と変更し、適用欄に「1時間900円 作業内容に応じ増減」を追記しました。

以上4点でございます。

また、賃借料情報については、令和3年1月から12月までに農業経営基盤強化促進法における利用権設定を締結した際の賃借料の水準となっております。

なお、単純平均から7割を上回るもの及び7割を下回るものを除いた加重平均となっております。

以上です。

議長

齋藤

それでは質疑に入りたいと思います。質問意見等ございましたらお願いいたします。特に変更点、新規で追加されたというものもご説明ありましたのでよろしくをお願いいたします。

16番

小林

変更点は分かったんですけど、夏季水田管理と書いてありますけどこれは夏季に限ってということと理解してよろしいのでしょうか。春から秋まで管理されていると思うんです。そんなことも含めてそれを共通でこの金額なのか6・7・8月の期間だけというふうなとらえ方をするのかご説明をお願いします。

議長

齋藤

追加された経緯を簡単にお話しさせていただきますと、私たちも集積を進めているわけですがさくら市内でも集積が進んで大規模農家というのかなり大きな規模になってきてます。そういった中で遠いところ、実際多くて管理がなかなか行き届かないというようなところも見えはじめているという状況の中で、今も言った遠いところとか又は田んぼは小作で貸したんだけどもまだまだ元気で水回りとか草刈りぐらいはできるというようなところの力を借りてもいいんじゃないか。そんなやり方もあるということの問題提起として掲げてみてはどうかというようなことが検討会議で話が出まして、正直言いますとこの値段自体ほんとに細かく練られたという数字ではないところは正直なところなんです、

		<p>問題提起という意味で出させてもらったということで小林委員の質問に対する答えとしては水田の田植えから収穫までの間の管理です。草刈り水見。話合いの中で詰めるのを忘れたなと思っていたのは中期とかの除草剤をどうするか、やはり水管理と一体なものなのでそのへんのところはつめ忘れたなという気持ちはあります。小林委員の質問に対しては、水稻の田植えしてから、田植えする前も含めてですかね、その水管理、畦畔管理というようなイメージです。</p>
16番	小林	<p>言われていることは理解しましたが、金額が1万2千円とはつきり出ています。これは先走ってしまったり、逆に耕作されている方がもらいにくいとかいろいろな問題が、こちらにもありますけど平均単価がだいたい1万5千円前後ですけど安いとこだと7千円、8千円、1万円ぐらいのところがあんですけど管理してもらうのに8千円のところで1万2千円かかったらば、なんかまた逆ざやじゃないけどすごいあれになってくるんじゃないかなと、ちょっと危惧するような点も出てきますよね。</p>
議長	齋藤	<p>ちょっと今わからなかったんですが、小作に出した人が管理するという事なんで、この小作料プラス夏季管理料という支払いになるということなんです。</p>
16番	小林	<p>私が勘違いしました。申し訳ございませんでした。</p>
議長	齋藤	<p>ですから、小作に出して小作には出したんだけども自分で水管理とか畦畔管理はするよという人は小作料プラス夏季管理料を受け取れるというイメージです。</p>
16番	小林	<p>私の勘違いかもしれないんですけど、小作じゃなくて作業委託料ではないんでしょうか。小作料というのは先ほど言った水田を農業委員会を通していくらいくらというふうな形で出しているのが小作かなと今まで考えてたんですけど。ここに出ているのが小作じゃなくて単品じゃないですけど稲刈りだけしてくれとか何々だけしてくれっていった場合の作業工賃かなと私は理解してたんですけどこれが間違ってるのかなと思っただけで。</p>
議長	齋藤	<p>その通りで、先ほどもお話ししたように小作に出して小作を受けた人が小作を出した人に夏場の管理だけお願いするときの料金</p>

		ということです。なかなかちょっとわかりにくいですか。
7番	小菅	小作料という言葉からすると理解の判断の違いだと思うんですけど。
議長	齋藤	小作は普通に払う。
7番	小菅	小作料という表現でいいのかどうかということです。
議長	齋藤	小作ですよ。利用権設定はする。
8番	小林	利用権設定して委託した農家の人がまだ余力があるから。
7番	小菅	もちろんわかってますよ。この会議にいましたから。
議長	齋藤	やはり仮に載せるとはっきりした中ではみんな理解していないと困るんで、私ちょっと分からないんですよというままで今日終わっちゃうとよくないんで疑問に思う方はぜひ出していただきたいと思います。
7番	小菅	分かりやすく言うと、もともと全部自分で100パーセント自分でやる、逆に全部人に任せる。その間、今までは育苗をお願いします、稲刈りをお願いしますというのが作業料金でしたよね。これはもともと自分でやってるけども機械がないからここだけお願いしますよと一部委託している。今回は客に全部渡すけどそのうち自分ができる仕事を少しあるからその分私が受けますからという形でその分の料金をもらう。だからすべて100パーセント全部渡すではなくてその中の一部の作業を自分でやるからその分の料金を受け取れるというそういう判断でよろしいんですか。
議長	齋藤	ちょっと違います。
8番	小林	いわゆる全部小作で渡しました。しかし余力があるんでその小作者が地主さんに何か仕事をお手伝いしてくださいという時に1万2千円を払う。いわゆる耕作者が地主に労働力として頼むわけです。
7番	小菅	地主さんにやってもらってその分の賃金として小作を受けてい

		る側が払うということですよ。
8 番	小林	小作人と地主という関係じゃなく切り離して農地を手放した人を一人の労働力と考えるとその人を雇うというわけです。結局は。そういう考えです。
7 番	小菅	それはもともとの地主じゃなくても構わないでしょう。
議長	齋藤	あくまでも小作、利用権設定をした後の話です。利用権設定をした後の話です。
7 番	小菅	例えば地主さん以外の方が、俺は機械も土地も何もないけどじゃあどここの農業生産法人の人と契約をして夏場の水管理と草刈りだけやるという業者の人が出てきてもオッケーということですね。
議長	齋藤	それも同じです。
7 番	小菅	別にそれは地主さんじゃなくても構わない。
議長	齋藤	構わない。
1 6 番	小林	だから、聞いたかったのはバックすんのかという話です。
議長	齋藤	バックじゃない。今言ったような話が正確なものです。
1 6 番	小林	そうなってくると、これを書いたことによってここでもいろいろな意見が出ましたよね。これが紙をいただいた一般の方がいろいろな誤解を招くような事例が出かねないような気がするんですよ。ここでさえいろいろ議論されてますんで。もうちょっと分かりやすい表現とかかなんかあったらばわきに付帯していただければありがたいなと思うんですけどいかがでしょうか。
議長	齋藤	いかがでしょうか。
1 2 番	千野根	小作と相対で話していることだから。プラス小作を受けた場合には反当りで1俵とかいう形で多分契約するんだと思うんですよ。ですから、健康だから草刈りぐらいやってやるとか水回りを

		<p>やってやるとか、そういうのは相対的な話じゃないのかなと思うんですよね。ですから仮にここに書いてあります畦畔の管理、草刈りを何回やる、1回か、2回か、丁寧に3回やる人もいます。そうなった場合には、これ、また金額的な問題が生じるんだと思うんですよね。ですから、もしあれだったら、これのせないで相対での話に、今まで通りでいいんじゃないかなと思うんですけど。私なりの考えですけど。かえってのせない方がいいのかなあと思うんですが。</p>
議長	齋藤	<p>どうでしょうか。</p>
14番	石原	<p>この話でここにのってるんですけども、我が家はちょっと小作らせていただいているところが点在しているので例えば鍛冶ヶ澤ですね。鍛冶ヶ澤ってすごくうちからしたら遠いんですけどもこの話のように水田を貸していただいている方が自分の田んぼを草なんかが生えちゃうと嫌なので見かねて草刈りをしてくれたり水管理も自分の田んぼだからやるということでやっていただいていたんで小作料を払うときにやはり相対でいくらって払ってその分小作料をプラスアルファ払ったりしてたのは今まで現状なんです。ただこれ1万2千円になって10アールなのでそうなる面積的にはもう少しこれから払わなきゃいけないのかなって今考えました。すいません。</p>
12番	千野根	<p>ですから1回でも1万2千円を払うのかということですよ。</p>
議長	齋藤	<p>作業の会議の中ではそのへんのところは一般的な普通の管理というようなそういうことだろうねという話は出ました。先ほど最初に言ったようにこの料金どうのこうのというのはいろいろあると思うんですが、やっぱり先ほども言ったようにこれからどんどん規模拡大していく中で、借りた担い手だけでそういった管理っていうのがなかなか難しくなっていく中で、一つの問題提起としてこんなやり方もどうなんだろうかというような意味合いもあつてのことなんで、料金の問題もあるというのもあるし、料金とかでトラブルが起きそうであればそのへんをなんか工夫した形でとにかく何らかの形でこんなのもあるよどうだろうかというような問題提起ができたらなという気持ちは多少あります。誤解を招くのであれば、見合わせた方がいいという意見が強ければそれはそれでもしこれあれだとすれば農業委員会の中でそういうことにな</p>

		<p>ったんでということで検討会議の委員に知らせればいいぐらいの話ですか。</p>
事務局	野中	<p>そうです。</p> <p>委員会では一応そういうことでの話になったんであまり頭ごなしというのはなかなか難しいところではあるんです。</p>
16番	小林	<p>だから、この場合管理10アール当たり1万2千円なんかかかるとか入っちゃってますよね。だからこの金額のところをちょっとなんかもつとうまい方法ないのかなとさっきも言った通り、だから1万2千円で書かれちゃうと何でもかんでも1万2千円払わなくちゃなんないなんていう、ほら今までは気持ちでお茶菓子代じゃないですけど微妙な金額でお願いしている方もいらっしゃると思うんですよ。だからそういうのも含めて耕作者の方が不利益を生じないような方向で1万2千円で書かれちゃうと何でもかんでも1万2千円払わなくちゃなんないんですよ。上の金額でもそうですよ。耕起でもなんでも4千4百円といたら4千円にまけてとはいえないし、逆に今度は生産してもらっている人がこれ金額全部やっぱりこれでやっているんだから書かれちゃえば完全に1万2千円払わなきゃなんないですよ。私はそう思います。だからそういう点も考慮してもうちょっと柔らかくなんかできないものでしょうかね。そう思います。</p>
議長	齋藤	<p>どうですか。時期尚早ということであれば見合わせるというのも一つの考えだと思うんですが。</p>
2番	古澤	<p>夏場の管理の草刈りが4回、年に4回ですね。1回2千円として8千円で水管理が4千円ということでこの会議上で話した結果が1万2千という結果になったんです。だからその辺はもっと下げるか、1万2千円という金額をなくしてどういう格好にするか、だから今回のせたっていうのは会長が言った通り集積をかなり多くの方がしてくると思うんですよ。これからも。そうすると石原委員が言ったように遠くの場所はどうしても管理が行き届かないから草だらけになっちゃうかもしれないということでこういうのをのせただけでこれはやっぱり相対でやってもらったほうが一番ベストなんですけど。小作料と夏季管理というのは一応分けた形でここに改めてのせたんですけど。あまりにもちょっと反</p>

響が多いんであれば削除した方がいいのかなという感じもしてきました。

16番

小林

下の共通というところに金額はいつてますよねこれ。今説明されたんで1万2千円の趣旨分かりました。草刈り4回、水回り、下にあるんだから。下にこれありますよね。畦畔草刈り1時間2千2百円で。だからそれあるんだからその辺を考慮してこの1万2千円じゃなくて共通の何とかに準ずるとかなんかちょっとなんかうまい方法でしたほうがたくさん受けている人に対してはもっと集積できんじゃないかなと私は思うんですよ。逆に。まあそんなことでよろしくをお願いします。

議長

齋藤

その他の人から意見あればお願いいたします。どっちかというところの前この検討会議の中でも正直申し上げますと大きく集積してる人がよりこのようなことを望んでいたという傾向はあります。ただ、言われたように全体の農家の中で大きな集積をしている人というのは言われてみれば数は少ないんで少数派ですから、その人たちが望んでいるからといって全体にちょっと不都合な部分があるような内容を載せるというのは言われてみれば押し通せる内容ではないかもしれませんね。正直言いまして悪影響もある可能性はあるとは思いますが、小林委員のほうからもそういった違うやり方も、考え方もあるだろうという話はあったんですが、将来を見据えた中で農地をしっかりと管理して行こうというそういう観点からこのようなこともあるんじゃないかというようなところでの問題提起でしたので、トラブルが起きそうであるとかそういうことであれば時期尚早ということであれば、また検討してということも、じゃなければもうちょっと違う場で、正直言ってそのようなことは必要になってくる可能性もありますけども、それは違う場で検討すればいい話かもしれませんので、中々そういう場が正直言うと無いもんですからこういう場で問題提起して、小林委員からあったようにまずければまずいで出してもらって適正なものとか内容を作っていけばいいんじゃないかというようなそんな話もあったもんですから、それでトラブルが起きてしまうようではそれはそれで困りますんで、今の皆さんの意見だとトラブルが起きるかもしれないという不安のほうに他の発言されていない委員さんはどんな考えか分からないんですが、発言された方はそのような不安な意見が多かったということであれば検討も必要なのかなと、見合わせるようなことも必要なのかなと思

ますけれども。また、意見言っていない方向かありましたら。

5 番 伊藤

もうちょっと検討してからのほうが私はいいんじゃないかと思
います。細かい部分でいろいろ問題がありそうなので、もうちょ
っと中で話し合うとか一回実際そういう形で個人的にやってみて
いろいろ問題点とか分かれば再検討してもらおう。あまりにも抽象
的すぎる。あくまでも標準だから個人と個人の契約の中で細かい
取り決めはするかもしれませんが草刈り年何回、水回りは毎日
行ってくれとか1週間に1回でいいとか、その場所にもよります
し。水の係りの悪いところと良いところと、一律に決めちゃうと
いうのはなかなか難しいと思います。

議長 齋藤

どうですか。そんな意見が強いようですか。じゃあそういう方
向で行くとして、まあ、正直申し上げますとこの内容というのは
私たちの法人でやっている方式でして、実際これでやってるん
ですが、また一般の部分とはまた違う部分もあるし、しかもいず
れにしても右側にはこういうふうに示すにしても右側の値段はそ
の条件によって増減するとか、そんなのも将来的にのせるにしま
す必要だとは思いますがね。

じゃあそういうことでこれは見合わせるということですか。

【次期でいいのではないかという意見あり】

議長 齋藤

機会があったらまた検討してみて、こんな意見もあったんだと
いうような話はちょっとしていただいてやっぱりいいんじゃない
かというような話がもし来年検討する時期にもそんな話が出るよ
うでしたらより煮詰めた形で提示するという形で今回はこの場に
問題提起をさせていただいたということで時期尚早ということで
この項目は削除するというのでよろしいですかね。

16 番 小林

金額だけ削除すればいいんじゃないですか。

議長 齋藤

どっちにしても項目のつてれば値段はどうなのという話になっ
てしまうと思いますので、事務局も値段どうなのと言われてもこ
の場で決められないものを勝手には言えない、かえって混乱する
と思いますので金額をのせないだったら項目も削除した方がい
いんじゃないかという気はしますけどね。

7番	小菅	水田夏季管理を地権者もしくは誰かに頼むということのを頭にな い人たちにとってみれば、方法があればそういう方法があるんだ なという示しにはなるような気がするんですけど。問題なのはや っぱり金額ですけど。
16番	小林	金額無くてもうまくやってもらえるんじゃないかなと思うん ですけど。
15番	石塚	今出ているように金額云々もありますけど今年は見送るという 形であるのであれば、実際にやってみて今年データというの も取れると思うんですね。例えばどこの集団がやって実際こう いうのがありました。金額もこんなでやりましたということで、 また次回の来年の賃金のほうに話し合っ反映するとしたほう がいいんじゃないですかね。実際たぶんやっているところもあ るんですよ会長さん。
議長	齋藤	私らはやっていますが。
17番	石塚	だから、また他の集団でもそういった実例があるんであれば そういう情報を吸い上げて話し合っ来年にそれを入れましょ うかということでもいいような気がするんですけど。
議長	齋藤	それじゃですね、今石塚委員の言ったそのようなご提案があ りましたけども、やはり先ほども言いましたように検討会 議の中では私たちとか大手のところもそういうのも一つ ありだね、という形で話は進んできたんですけども、 そういうことなんで今回はこういう場では出さな いということになったんですけども、そういうのも 有りだねと言った人たちにちょっと試しに今年 ぜひ取り組んでいただいてどんなだか、 モニタリングじゃないけどちょっとお話し してみて、そんなのも取り組んでみて 来年の参考にしたいん でということはお話ししてみること でやってみますかね。
12番	千野根	今言われるようにそういう組織でや ってる営農組合だとかそういう ところの場合はたぶんそういう支 払いとかそういうのもある かも知らないでしょうけど、 ほとんど個人で小さい、私 らもですけど個人でやっ てそういう話も当然出 ますけど、それはや ってくださいよとか そういうのはあとは 個人個人の話にな っちゃうんだと思 うんですよ。石原 委員の言うように どのくらいの賃 金

		を払っているか分かんないんでしょうけど、やっぱりそれは受け取る方の本人の相手に対しての気持ち的に水管理をやってもらっているからとか草刈りをやってもらっているから支払いますよというぐらいの程度の話じゃないかと思うんですけど。
議長	齋藤	でも、その話私もよく分かるんですが、一方でやっぱりそういうのは基準がある程度あった方がいいなという考え方もあると思うんですよね。やっぱりね。
1 2 番	千野根	のせちやうとやっぱりこう小さいところはその金額だけ払わなければならないとそういう形になっていっちゃうと思うんですよね。だから、営農組合とかそういうのできちんとしてくれるところがあるんであればぜひお願いしますよ。規模も大きいでしょうから。だけど小さい農家で相対でやっているようなところと1万2千円なり1万円なり金額が出た場合にそれだけの支払的なものはなかなか難しくなってくるんじゃないかなと思うんですけどね。ここに要するにのるということは。相対で話をしててもこの金額を払いますよという話になっちゃうと思うんですよ。
7 番	小菅	結局、今まで相対で小作をお願いしてた所は、その田んぼによっても条件が違うじゃないですか。場所とか水の関係とか土手の広さとかいろいろあって、もちろんそういうことを加味したうえで小作料を決めたりしている、その中に草刈りとか水回りは家でやるからとかいうのを相対でやっているところはそこまで加味して小作料を決めたりもしていると思うところもあるので、だから、実際そこをどう数字に表すかというのが一番問題であると思うんです。だから、ここで突然ポンと提示されちゃうと今までそこを気持ちでやってたところがどこでどうラインを引いていいかというところが難しいとこだと思うんで、その辺をちょっと今まで相対でやっていた人たちのペースを考えて表示をしていくことをした方がいいのかなってちょっと思いました。
1 2 番	千野根	あとはこの1万2千円というのは会長さんとか営農組合なりそういうのが参考に出てきた数字だと思うんですよ。今年の1万2千円という金額は。草刈りが4回後は水管理がプラスだとかというのは今現在やっているからこの金額が出てきたと思うんですよね。ところが来年調査なりアンケートなりやってるようなところを取りまとめた場合も同じような数字が出てくんじゃないかと

思うんですよね。

議長

齋藤

皆さんの言う通りですね。ただこの料金表にしても今いろいろ条件が違うと言いましたけど、どっちにしてもこれあくまでも標準で出して氏家地区の平らな田んぼと時給2千円といたってこんな斜面を刈るのと平らなところと全く違うわけでそれはやっぱり標準額を出していても条件に応じてやっぱり変えるというのはあるし、当然小作にしたってここには今は標準小作料ではないですけど、ここにのってたってやっぱり何千円も高い人もいれば低い人もいるんで、そこは同じかなというふうに私はちょっと考えます。ただ、そういう意見がある以上今年はちょっとこの場で問題提起させていただいたということで、また来年でも検討していただいて、必要なければのせないし、必要であればのせるということで今年はこれは見送るということによろしいですかね。

【はい、との声あり。】

議長

齋藤

その他、何か質問意見等ありましたらお願いいたします。

【意見、質問無し】

議長

齋藤

特にないようですので、採決をとってよろしいですか。
ここにある（案）で水田夏季管理だけを除いてということですね。夏季管理料を除いた形でこの配られたものでやるということで。それに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長

齋藤

全員挙手ですので、議案第5号については、原案から水田夏季管理料を除いたもので承認されました。

次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から番号6番、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から番号11番はお目通しを願います。

これで本日の議題はすべて終了いたしました。以上を持ちまして、さくら市農業委員会2月定例総会を閉会いたします。

(午後2時55分)